

平成29年度 第11回

みどり市定例教育委員会 会議録

平成30年2月8日 開会

平成30年2月8日 閉会

みどり市教育委員会

平成２９年度第１１回みどり市定例教育委員会会議録

平成３０年２月８日（木曜日）

議事日程

平成３０年２月８日（木曜日）午後３時開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 教育長報告
 - 日程第 ４ 議案第２９号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成２９年度一般会計補正予算（補正第４号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第４号））
 - 日程第 ５ 議案第３０号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）
 - 日程第 ６ 議案第３１号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例）
 - 日程第 ７ 議案第３２号 平成２９年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 教育長報告
- 日程第 ４ 議案第２９号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成２９年度一般会計補正予算（補正第４号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第４号））
- 日程第 ５ 議案第３０号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）
- 日程第 ６ 議案第３１号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例）
- 追加日程第１ 議案第３３号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例の制定）
- 日程第 ７ 議案第３２号 平成２９年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

出席委員（5人）

委員長	金子 祐次郎	職務代理者	松崎 靖
委員	丹羽 千津子	委員	山同 善子
教育長	石井 逸雄		

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	吉野 茂男	教育総務課長	川俣 一広
学校教育課長	三ツ屋 雄一	学校計画課長	大島 寿之
社会教育課長	金高 吉宏	文化財課長	和田 一彦
富弘美術館事務長	横倉 智恵子	学校教育課 学事係主任	小見 真太郎

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正田 一仁	総務係主査	剣物 雅世
----------	-------	-------	-------

◎開会・開議

午後２時５７分開会・開議

○委員長（金子祐次郎） ただいまから、平成２９年度第１１回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第１ 会議録署名委員の指名

○委員長（金子祐次郎） 日程第１、会議録署名委員の指名ですけれども、本日は、席番３番の丹羽千津子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第２ 会期の決定

○委員長（金子祐次郎） 日程第２、会期の決定ですけれども、平成３０年２月８日、本日１日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） 異議なしの声がありましたので、本日１日と決定いたします。

◎日程第３ 教育長報告

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第３、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

○教育長（石井逸雄） それでは、１月１１日から２月８日まで、重点と思われる点を報告させていただきます。

１月２４日の第４回県市町村教育長人事会議のところからご報告をさせていただきたいと思います。

お手元に先ほど配らせていただいた資料の中で、教職員の多忙化解消に向けた協議会が動いていることについては、以前お話をさせていただきましたが、裏面を見てくださいと、平成３０年１月３１日付け提言という形でこの協議会でまとめたものが配られました。細かいことにつきましては、２月１４日にございます教育長会議でこの協議会のまとめの部分については説明されるということなので、改めてまた報告をさせていただきます。

特に、多忙化解消に向けてということでは、一つは教員が本来の業務に専念できる環境づくりということ。それから部活動の関係、長時間労働という働き方の改善、それから労働安全衛生管理体制の整備、その他という５項目で協議が行われて提言がされたということでございます。

翌日２５日、木曜日、群馬県都市教育長協議会第４回定例会は、今回前橋で行われました。内容的には、全国都市教育長協議会の報告というところであります。それ以外に前橋市で桃井小学校と中央小学校をまとめて、桃井小学校をつくるということではほぼ完成しておりまして、４月１日開校ということで準備が整った学校の中を見せていただくことができました。私と教育部長と学校計画課長にも参加をしてもらって中を見せていただきました。

前回、赤堀中学校を見させていただいたことは皆さんにもご記憶があると思います。同じように非常に開放感のあるつくりで、体育館と校舎が一体であったりとか、工夫もされていますし、地域の方々にもご活用いただけるようなスペースもあったりということで、非常に参考になるものでございました。

ですので、学校計画課のほうに計画を立てていただいて、年度が明けて学校が動き出して少し学校のほうの体制が許されるような状況になったら、教育委員さんと一緒にまた見てもらえると、この後の笠懸小学校建設に役立つかなというふうに思いました。

それから、27日と28日のところに群馬県100キロ駅伝競走大会の結団式と当日の大会がございました。昨年より格段に進んだところは、繰り上げがみどり市は全部にわたってなかったということで各区を走る選手が決められた時間内に頑張ってもらえたということでございます。ただ、結果とすると14位ということでまだまだ課題は残りました。

でも、中学生、高校生の頑張りが非常に目立ったということ、それから今回大きく出遅れてしまったのは大変有力視されていた高校生がインフルエンザで出られなかった、中学生も出られなかったというところが大きく響いて、結果とすると14位でした。昨年よりもさらに一歩進んだ形での駅伝ができたかなということでは体育協会並びに陸上部の皆さん、それから出場した選手に感謝申し上げたいなと思っています。

それから、裏にいきまして、2日のほうで第4回東部地区人事会議がございます。この時期の人事会議は管理職の交流人事、ですから校長教頭の退職する人はこれだけです。それに合わせて、東部管内ではこんな交流をしますという県教育委員会からの提案がなされ協議をして、結果、来年度はこういう体制で行きますと。校長は何人、教頭は何人入れ変わるというような、大きな枠組みを協議する会議で枠組みが決まりましたので、今度はそれに合わせた管理職の人事を教育委員会のほうで進めなければいけないところでございます。また、まとまった時点で教育委員会に提案させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、3日のところで、ぐんま教育フェスタですけれども、総合教育センターに1年間研修に行っている長期研修員、笠懸東小学校の園部先生と大間々北小学校の今村先生の発表を聞いてきました。非常に熱心に研究をされて、自信を持って発表している姿を見ますと、研修に出してよかったなというふうに感じました。

研修に出すことは、その先生方の教育は来年度に大きな支障があるということで、学校は主力級ですから校長先生方は慎重になりがちなのですが、人を育てていく中において研修は欠かせないということを感じたところであります。そういう意味では、研修に出してよかったと思っていますし、また戻ってきてみどり市の教育の発展に貢献してくれるのかなと思っています。ちなみに、研究報告会等がこの間ございましたけれども、あの中でリードしてくださっている方々、ほとんどこういう研修を経験している先生でございます。

ですので、教育研究というのがどういう手法であるのかということ、まとめ方がどうであるかとい

うところもしっかり勉強した人達がふえることで、先生方の資質向上を図っていけるのではないのかなと思いました。以上が、教育長報告の概要でございます。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

◎日程第4 議案第29号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第4号））

○委員長（金子祐次郎） 次に、移ります。日程第4、議案第29号、議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第4号））を議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、これについて各課長より内容の説明をお願いいたします。

○教育総務課長（川俣一広） 教育総務課から説明させていただきます。資料1ページをお願いします。NO.1、事務局総務事業は53万1,000円の減額です。雇用保険料の料率が下がるということ、それから納付も完了しましたので、余ったお金53万1,000円を減額するものです。

それから、NO.2、奨学金貸与事業につきましても636万円の減額です。年2回の貸しつけが終わりまして、金額が確定いたしましたので余った金額を減額するものです。

NO.3、小学校施設整備改修事業ですが、300万8,000円の減額となります。全部で8工事実施しまして、不用となった300万8,000円を減額するものでございます。

NO.4、中学校施設整備改修事業ですが、276万1,000円の減額です。こちらも、5工事分の余ったお金の減額ということでございます。

NO.5、笠懸地区給食運営事業ですが、3,000円の増額です。人事院勧告に基づき、この1月から嘱託員報酬が改定となったことで足りなくなった3,000円を増額するものです。

最後にNO.6、大間々学校給食センター運営事業ですが、150万円の減額です。こちらは光熱水費、電気料と上下水道の料金が当初の想定よりも少なく済んだという中で150万円の減額するものです。以上です。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 続いて、学校教育課になります。歳入はございません。歳出です。学校施設維持管理事業では、各学校に入れる備品購入費ですが、見積もり合せ等で生じた差金が出た

ということで150万円の減額補正となります。

続いて、幼稚園小中学校事務機器設置事業も同じく事務機器の設置にかかるリース料なのですが、入札の差金ということで150万円の減額となります。

続いて、特別支援学校就学援助事業ですけれども、見込みよりも支給対象者が増加したため14万4,000円の増額補正となります。

続いて、スクールバス運行事業ですが、福岡中央小学校・大間々中学校のスクールバス運行业務が主なのですが、この部分の委託の入札差金で300万円の減額となります。

続いて、5番が小中学校タブレット導入事業、市内の小中学校にタブレットを導入いたしました、その入札差金で288万円の減額です。

続いて、次のページをごらんください。6番、語学指導者設置事業です。これにつきましては、262万5,000円の減額補正です。主なものは委託料ということで、これはプロポーザルでALTを委託しているのですが、そのプロポーザルの差金で215万6,000円の減額となりました。その下にあるのがALTの帰国費用ということですが、これも2名のうち1名しか帰国せず、または早期割引により渡航費が安く済んだので47万2,000円の減額となっています。報酬の3,000円の増額につきましては、人事院勧告に基づいたということで、先ほどの教育総務課の説明と同様でございます。

7番、中学生海外派遣事業につきましては240万5,000円の減額、これも見積もり合わせによる減額です。教育研究所総務事業の6,000円の増額、これも人事院勧告です。

続いて、学校カウンセラー活用事業、76万2,000円の増額です。これにつきましては、相談件数の増加ということで、不足分を増額補正させていただきました。

続いて、笠懸小学校管理運営事業、36万円の増額です。主に、燃料費そして電話料というところで増額補正がございます。笠懸東小学校管理運営事業が6万円、ここも燃料費です。笠懸北小学校管理運営事業20万円、ここも燃料費です。大間々南小学校管理運営事業3万円、これは電話料です。あずま小学校管理運営事業1万5,000円、燃料費です。

続いて、15番になりますが児童就学援助事業、新入学学用品費の年度内支給ということで142万1,000円の補正を組みます。

続いて、生徒就学援助事業も同様に199万1,000円の補正を組み、年度内支給を行えるようにしたいと思います。17番、幼稚園用務員配置事業ですが3,000円。これも人事院勧告に基づくものです。

幼稚園補助教諭配置事業、150万円の減額ですが、5名を予定しておりましたが4名でことしはいけたということで1名減だったのですが、その1名分の150万円です。

幼稚園就園奨励事業につきましては、92万4,000円の減額ですが、見込みよりも補助金額の高い支給対象者が少なかったということで減額補正するものです。以上となります。

○学校計画課長（大島寿之） 続きまして、学校計画課です。資料の5ページ、6ページをごらんく

ださい。まず、5ページの3月補正予算説明でございますが、歳出の4事業でございます。まず、旧神梅小学校建物管理事業でございますが、施設を企業のほうに貸し出しており、それに伴い使わない管理費が出ましたので、その額が確定したための減額と、それからPCB廃棄物の処理に関して当初の見積もりより安価で仕上がったという部分での確定したことによる減額ということで合計74万円の減額でございます。

続きまして、旧福岡西小学校建物管理事業でございますが、こちら現在改修工事をしており、その期間管理費を使わない部分があり、その額が確定したことによる減額と、やはりPCB廃棄物の処理に関して確定した額があるので、それに伴い減額ということで合計額20万3,000円となります。

3番の旧福岡西小学校利活用事業でございますが、多世代交流館の改修を現在しておりますが、この改修に伴い校舎の用途を変更しなければなりません。現在、学校という用途でございますが、多世代交流館ということで集会所という用途になります。このため、建築確認申請をするのですが、そのところで校舎の建築当初の施工が確認できる資料の添付が必要になり、その調査費として350万円の増額をいたします。

工事につきましては、工期を延長させていただいていったん工事は中止して、その間この調査を行い、改めて用途変更の建築確認の届け出をして、工事を再開したいと考えております。また、工期の延長に伴い工事費の予算がふえることが考えられますが、現在その金額につきましては算定中で、額が確定次第、契約の変更及び予算の繰り越しをしたいと考えております。

4番の旧神梅小学校利活用事業でございますが、こちらは不動産鑑定の費用をもっておりましたが、今年度使用しないということ、それから設計管理委託につきましては完了に伴い減額、それから補修費につきましては繰り越しを考えており、それを繰り越すための1,000円の額の設定で、数百円足りない部分がありますので1,000円を増額するというふうに考えてございます。

続きまして、資料NO. 2の繰越明許費の設定でございますが、旧福岡西小学校利活用事業につきましては、今ご説明させていただきましたが、その建築当初の施工が確認できる資料をつくるため調査に入るわけですが、この調査につきましては、ある程度期間を要するものですから、調査費の全額350万円を繰越明許の設定をして、この調査を行いたいと考えてございます。

併わせまして、社会教育課で予定しておりますオープニングセレモニーにつきましても、この工事が遅れるということになりますので、オープニングセレモニーの予算につきましても繰り越しをしたいと考えております。

続きまして、旧神梅小学校利活用事業につきましては、用地交渉に時間を要しており、公有財産購入費と保障費につきまして繰り越しの設定をしたいと考えてございます。金額とすれば295万7,000円となります。

続きまして、新設小学校設置事業につきましては、現在建設候補地の地権者と土地調査に入るための用地交渉をしているわけですが、日数を要していることから、現在29年度予算の土地の収用法の事業認定にかかる広告料と認定手数料、それから調査測量業務委託料、基本設計策定業務委託料の合

計3, 361万6, 000円の繰り越しを設定したいと考えております。以上でございます。

○社会教育課長（金高吉宏） 社会教育課からご報告いたします。7ページをごらんください。歳入はございません。歳出NO. 1、人権啓発事業でございます。この事業につきましては、補正額はございませんが、特定財源として群馬県人権啓発活動委託金をもらっておりましたが、今回その対象から外れまして減額されたことによる特定財源の減額補正というふうになります。

ただ、この事業につきましてはみどり市としては人権啓発事業で作文ですとか、標語、みんな友達という冊子に集約して毎戸配布していますので、この事業を行いたいと思っておりますので、事業は継続して行いたいと思ひまして、歳入のほうは減額になりますが、歳出についての補正はございません。

続いて2番、青少年センター総務事業でございますけれども、補正額3万9, 000円、それからNO. 3の図書館総務事業の4万2, 000円、この両方につきましては人事院勧告に基づく嘱託員の報酬額の改定ということがあったための増額補正と、社会保険料の増額ということでございます。

続いて、4番の文化ホール総務事業につきましては、文化ホールのちょうど中間の天井あたりにピンスポット室というのがございまして、天井埋込式のエアコンが故障してしまいました。部品供給が終了しており修繕が対応できないため、103万7, 000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、5番の文化ホール維持管理事業です。この事業につきましては、電気料が値上がりしたということと、ホール利用件数が増加したということで、光熱水費の不足が見込まれたため、82万7, 000円を増額補正するものでございます。

それから、6番目の文化ホール改修事業につきましては、舞台照明操作卓の更新工事に差金が生じたために831万6, 000円を減額補正するものでございます。

続いて7番目、文化ホール主催事業ということで、これにつきましては利用者の増加が見込めるファンクラブ等への販売を強化したために、販売委託に関する奨励金の不足、販売事務手数料が不足してしまったために増額補正5万9, 000円を増額補正するものでございます。

それからNO. 8、童謡ふるさと館総務事業につきましては、人事院勧告に基づく嘱託員の報酬額の改定があったため1, 000円の増額、それからNO. 9の市民体育館総務事業につきましては、報酬額に伴う社会保険料の増額ということで2, 000円の増額でございます。

それから、8ページですが、先ほど学校計画課からもあったように、多世代交流館についての繰越明許がありましたが、オープニングセレモニーを3月に予定しておりました。その関係も用途変更のために調査が必要ということで延期となりましたので、30年度中に開所式を行いたいということで、3月の開所式費用35万4, 000円を繰越明許費として設定を行いたいということでございます。社会教育課からは以上です。

○文化財課長（和田一彦） 文化財課からご説明いたします。9ページをごらんください。歳入でございます。歳入の1番、埋蔵文化財発掘調査事業費国庫補助金ですが60万円の減額でございます。

発掘調査件数及び出土遺物量が少なかったことにより、国庫補助額の減額変更交付決定を受けたことによる減額でございます。

続きまして、2番、史跡等総合活用支援推進事業国庫補助金ですが960万7,000円の減額でございます。こちらは、入札等により補助対象経費が縮減したための減額でございます。

続きまして3番、埋蔵文化財発掘調査事業費県補助金ですが18万円の減額でございます。こちらでも、発掘調査件数及び出土遺物量が少なかったことによる県補助金の減額により減額を行ったものでございます。

続きまして、4番、文化財保存事業費県補助金ですが1,657万3,000円の減額でございます。理由でございますが、補助申請が採択されなかったための減額ということでございます。

続きまして、10ページをごらんください。歳出になります。1番、文化財保護運営事業はスズメバチ等の害虫が発生しなかったため3万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、2番、西鹿田中島遺跡保存整備事業、こちらが2,683万円の減額でございます。主なものでございますが、設計監理業務を原課で行ったため13節設計管理委託料が297万5,000円の減額、それから入札等で生じた差金の減額が13節の展示品製作委託料で108万円の減額。それから、15節整備工事費で2,114万8,000円の減額。それから、その他額の確定による減額補正が7点ございまして合計で162万7,000円の減額となります。

それから、3番、埋蔵文化財発掘調査事業ですが、67万7,000円の減額でございます。一つは、人事院勧告により生じた嘱託員1名分の報酬改定により3,000円の増額補正をさせていただきます。それから、発掘調査件数が少なく、遺物等が検出されなかったことにより不用額を減額するもので自然科学分析委託料が10万8,000円の減額でございます。それから、同じく遺物が出土しなかったことにより不用額を減額するもので、出土品保存処理委託料34万6,000円の減額でございます。それから、重機を借り上げた調査件数が当初予想の件数を下回っていたため減額するもので14節の重機等借上料、22万6,000円の減額でございます。

続きまして、11ページになります。4番の岩宿文化賞事業ですが、こちらは今年度事業が完了したことにより額が確定したため、不用額3万3,000円を減額するものでございます。

続きまして5番、岩宿博物館体験学習事業ですが、こちらは予定していた事業の一部を休止したことにより、不用額が生じたことにより楽器調律料2万6,000円を減額するものでございます。

続きまして6番、岩宿博物館講座事業ですが、こちらでも本年度事業が完了したことにより不用額、印刷製本費9万3,000円を減額するものでございます。

続きまして7番、岩宿博物館情報収集発信事業ですが、こちらでも本年度事業が完了したことにより不用額、印刷製本費6万6,000円を減額するものでございます。

それから、8番の大間々博物館総務事業ですが、こちらは人事院勧告に基づく報酬額の改定により3,000円を増額させていただきます。

続きまして9番、文化財施設老朽化対策事業ですが、こちらは、入札等で生じた差金で調査業務委

託料16万2,000円を減額するものです。文化財課からは、以上でございます。

○富弘美術館事務長（横倉智恵子）　続きまして、富弘美術館の3月補正予算について説明させていただきます。12ページをごらんください。一般会計になります。歳出、富弘美術館事業特別会計繰出金ですが、富弘美術館事業特別会計補正予算の繰入金80万4,000円の減額に伴い、同額を減額するものです。

13ページ、富弘美術館事業特別会計になります。富弘美術館事業特別会計の歳入補正について、金額の大きなものについて説明いたします。1番の美術館使用料286万円の減額ですが、入館者の減少による減額です。当初、9万2,000人の入館者を見込んでいましたが、7,000人の減ということで8万5,000人として減額補正するものです。この減額の大半が大人の入館者の減として見込んでいます。入館者をふやすため広報に努力をしているところですが、来年度はエースJTBから個人向けパスポートが発売され、その利用施設の1つに富弘美術館が確定しており、今後の集客に期待しているところです。

続きまして、5番の過疎対策事業債860万円の減額ですが、次のページ、歳出の5番、富弘美術館施設改修事業が完了したことによる減額となっております。

戻っていただきまして、13ページ下段の歳出ですが、1番の一般職員人件費13万1,000円の増額は、人事院勧告に基づく補正です。

2番の富弘美術館運営事業、172万4,000円の減額補正ですが、嘱託員の報酬と社会保険料の改定による増額、それから使用実績から電話料の不足分の増額、そのほかについては入札等による金額確定による差金や消費税納付額の確定による不用額の減額によるものです。

14ページをごらんください。3番の広報教育普及事業33万5,000円も入札差金等による不用額の減額です。

4番の富弘美術館維持管理事業、112万4,000円の減額補正ですが、電気料の減少と委託料の入札差金による減額となっております。

5番の富弘美術館施設改修事業、858万4,000円の減額補正ですが、屋上防水改修工事が完了したことによる減額となっております。

6番の基金管理事業、1万4,000円の減額ですが、こちらは金利低下による減額となっております。

7番の企画・展示事業、25万2,000円の減額補正についても、入札等による金額確定による差金の減額となっております。

8番の詩画公募展事業、33万6,000円の減額補正ですが、受賞された方が県内、近県が多く、遠距離の方が少なかったことによる減額となっております。

9番のカフェ販売事業、30万円の減額補正については、売上げ減に伴う原材料費の減額となっております。富弘美術館からは、以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（金子祐次郎）　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質疑

があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員（丹羽千津子） 文化財課で、当初見込みの国庫補助金額が2,696万円。それで、歳出の部分で減額になったのが2,791万6,000円と近い数字なのですがけれども、これはたまたまこういうことになったということですか。

○文化財課長（和田一彦） 国庫補助ですか。

○委員（丹羽千津子） 普通、家庭の家計でいったら収入があると思っていたのがないととても困るわけですね。それなので、収入がなかったので節約して同じ額だけを出さないようにしたものなのですか。

○文化財課長（和田一彦） これは、見込んでいた額が入らなかった部分は市の単費の予算から出すことになるのですが、例えば西鹿田中島遺跡保存整備事業の工事請負費、2,114万8,000円でございますが、これは今後の入札で落札された差金、それと設計変更が生じますので、それを見込んで残りの残額を減額したものでございます。

○委員（丹羽千津子） 個々のものというのはいいのですが、私の中で腑に落ちないのです。

○教育部長（吉野茂男） よろしいですか。例えば、今言った2番の国庫は5,500万円入ると当初予定していたのです、国庫は50%なので1億1,000万円の工事をしようということで、その50%5,500万円入るということで見込んでいます。

今回、9,600万円下がるということは、工事費が約2,000万円少なくすんだので歳出のほうの2番のところが約2,600万円のうち2,100万円減額していますけれども、約2,000万円減額したということは、国庫が約1,000万円少なくなりますよ。なので、実際はもっと細かい額、補助対象になる部分とならない部分があるのですが、960万円下がったということです。

○教育長（石井逸雄） 今、委員の言われている歳入が減ったので歳出も落としたのかと、ここは部長が言ったように関連するものもあるのですが、基本的には別々で動いています。

ですので、国の補助金がなかったからといって決めた事業をやらないわけにはいかない、その場合には市のほうから補正をしていただいて、市費でやらなきゃならないという形がございます。今回は歳入の減額と歳出の減額が近いところになったので合わせたのかという質問ですが、たまたま金額が近かっただけで、個々を見ていくと全く別で動いているという、ただし大きな部分でいうところの西鹿田中島遺跡保存整備事業に対する国の補助金と県の補助金のところで大きく減額されていますが、国の補助金は本体工事が少なくなったのでその2分の1の補助金の国庫も下がったと。ただし、県費の1,600万円近くは県がつけてくれなかったので市でもつしかないということでもあります。そんな関連性もあるにはありますが基本的には別々で動いています。

○委員（丹羽千津子） 単純なものではないと思うのですが、ちょっと自分の中で腑に落ちない。

○委員（山同善子） 大きな目的、事業の目的は一つですよ。西鹿田中島遺跡という目的の中の費

目、分類が違うということですか。

○教育長（石井逸雄） 西鹿田中島遺跡だけ見れば、基本的には計画したものはやらなきゃいけないのですが、そこに入ってくる国の補助金は計画が縮小したのももらう分、入ってくるのが少なくなりました。それは連動するのですけれども、県費は予定したのが入ってこないけれども市のほうから財布を出してやらなきゃならない工事であるということなのですね。

歳出のほうは、それとは関係ない、人の人件費だとかもろもろのものがいっぱい出てきているので、たまたま近くなったというだけです。

○委員（山同善子） 別の話になるのですけれども、どの課ということではなくて、補正理由の中に人事院勧告の嘱託員報酬改定というのが結構出てきたのですけれども、何千円とかという単位なのですが、差し支えなければどういう事情か、もし共通点があるなら教えてください。

○社会教育課長（金高吉宏） 1月から1,000円、嘱託員の報酬が人事院勧告によって職員の給料が上がると同時に嘱託員はそのままでは不公平となることから、1月から3か月分で3,000円、そういう職員がいるところは1,000円ずつ上がっていくことになります。2人分のところは、6,000円になってくるということです。

○委員（山同善子） ありがとうございます。

○委員長（金子祐次郎） 人事院勧告に基づいての増加だとか、減額だとかありますよね。これは、年度当初の予算を組んだとき以降の人事院勧告があるという関係で、後からの精算みたいな、そういう見解でよろしいのでしょうか。

○社会教育課長（金高吉宏） はい。国のほうの給与改定が出るのが8月ぐらいです。8月に、国家公務員と地方公務員の給料を比較して、差がある場合には勧告を出すということになっています。その後に組合や議会に説明し、大体12月くらいまでに決着をして、1月から当初はさかのぼったりしていましたけれども、今はそういうことしませんので、1月から改定するというような最近の勧告になります。なので、1月から給料が変わると嘱託員も上がる、職員のほうも1月くらいから上がるというのが例年なっています。

○委員（山同善子） 時給とかそういう単位ではないですね。

○社会教育課長（金高吉宏） 臨時職員の時給は、群馬県の最低賃金に基づいて上がるということはありませんが、嘱託員は職員の給料表に合わせて設定されています。

○教育長（石井逸雄） 結局、市役所の職員全部上がる。我々も職員も上がっているのですが、市の職員は総務のほうの予算に入っていますからここには入っていない。

○委員（山同善子） アルバイトさんも向こうに入っていて、嘱託員についてはこちらの教育部の予算ですか。

○社会教育課長（金高吉宏） 臨時職員もこちらに入っています。

○教育長（石井逸雄） 正規職員だけ向こうです。

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ありますか。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ほかにご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第29号、議会の議決を経るべき議案の原案について（平成29年度一般会計補正予算（補正第4号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第4号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第5 議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第5、議案第30号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定）を議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、これについては学校教育課長より内容の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） それでは、みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例ということで、先ほど話題になっておりました法規審査委員会をとりましたので、ここで案としてご提案いたします。

目次にありますように、第1章から第4章までの章立てとなっておりますが、第1章につきましては、この条例をつくる趣旨ということで第1条のみです。第2章から第4章までで、3つの組織をつくるということを定める条例になっております。一番初めのみどり市いじめ問題対策連絡協議会、これにつきましては、第2条から第9条まで定めております。

中身につきましては、設置、所掌事務、組織、任期、会長、会議、秘密の保持、委任ということで第9条までございます。一番この組織の中身がわかる部分、所掌事務になりますが、第3条をごらんください。連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。（1）いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関すること。

そして、第4条、連絡協議会は委員15人以内で組織する。2項に連絡協議会の委員は法第14条第1項の規定により学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから教育委員会が委嘱する。幅広い組織の方にお集まりいただき、現在もあるみどり市のいじめ防止基本方針も今改定中でございますが、それに基づいたみどり市のいじめ防止対策、みどり市小中学校の対策

をご説明し、各団体にご理解いただく中で連携を推進したいというのがこの会議の意味でございます。

続きまして、第3章です。次のページ、第10条からになります。所掌事務のところは第11条とあります。このみどり市いじめ問題専門委員会につきましては、市内の学校のいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に必要な助言等を行う。まず一つの役目が、ご意見をいただけるという専門家の組織という意味でございます。大事なのがかつこになりますが、(2)法第28条第1項の規定により、教育委員会が行うこととされている重大事態に係る事実関係の調査審議を行うこと。この法というのはいじめ対策推進法になります。重大事態ということでもっと進んでいる事案もありますが、この調査審議を行うための機関として設置するものです。

第12条に組織がありますが、専門委員会は委員5人以内で組織する。そして、2項に専門委員会の委員は法律、医療、心理、福祉、教育その他調査審議に必要な知識及び経験を有する者のうちから教育委員が委嘱する。調査審議を行うための専門家を集めるという意味でございます。

続いて、第4章になります。第4章は第18条からになります。みどり市いじめ問題再調査委員会でございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしましたみどり市いじめ問題専門委員会とほぼ同様の内容となっておりますが、第19条にありますように再調査委員会は市長の求めに応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。先ほどの第3章で出てきた組織の調査のさらに調査をする、再調査でございます。その組織が市長の求めに応じつくられるという、そういう規定になっております。その他の部分については、ほぼ同じということでご理解いただければと思います。

以上、3つの組織について定める条例ということで原案のほうを提案したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。学校教育課長からの説明が終了しました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員（丹羽千津子） 事案が発生した時にこの3つの協議会、委員会がどのように動くのか、ちょっと簡単な流れを教えてください。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） まずは、最初のいじめ問題対策連絡協議会は、年に1回は開催する予定で、1年間のその取り組みについてご理解いただくために15人以内の組織会議ということで考えております。青少年の健全育成に係わる団体の代表や地域の代表の方に出ていただいて、ご説明する場面というふうにとらえていただければと思います。

次のいじめ問題専門委員会につきましては、5人の専門家を委嘱していじめ問題のこちらで定めている基本方針やその15人の会議等も含めて、その取り組みについてのご助言をいただけるということと、もう1つは重大事態という、いじめ重大事態が発生した場合に、その事実を調査し、被害者である児童や生徒の尊厳を守るというようなことの意味も含めて調査を進めていく組織となります。

その組織が調査した結果について、被害者等が「いや、それは違う」とか、疑義があれば再度今度

は教育委員会ではなくて、市長部局が定めた全く別の組織で調査いたしますということで、もう一度調査をしていただくための組織、それが再調査委員会となります。ですから、2番目と3番目は常に動くわけではなくて、何かあった場合にということにはなと思います。

○委員（丹羽千津子） 何もないのに越したことはないのですけれども、何もなければ2番目、3番目については動かなくてもいいということですね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうですね。ただ、助言をいただくために2番目については委員を委嘱して1回くらいは集まってその市の説明をしておかないと重大事態が起こった時にすぐに動いていただけないという懸念もありますので、細かいところは少し調整したいと思いますが、それができるといふうには規定してあります。

○委員（丹羽千津子） わかりました。

○委員（山同善子） 裁判なんかとは違うのでしょうかけれども、例えば協議会があって委員会、専門委員会が何か事態があった時に調査をしたり、動いたりして、それに対しての何か異議があった時に市長の求めで再調査がもし行われて、その専門委員会で出た結論と再調査の結果が違っている場合というのは、その一番の権限というか、その最後の再調査委員会というところの結果に応じてまた何か起きるといふことですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうですね。再調査ですから、その順番でいくと一番新しい調査になるし、新しい情報等があった場合に結果等も変わってくると思いますが、その情報についてはある種共有していきながら、一番最初に調査するのは学校で、次は教育委員会ということであります。

先日の広島県の自殺の関係で、その発表したのがこの委員会です。第三者委員会というふうに名前は色々あるのです。

○委員（山同善子） そうすると、これが第三者委員会ですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。第三者委員会となります。中立性とか、公平、公立性というのが重視される委員会になります。要するに教育委員会だとか、学校だとか、被害者だとかのそういう方々から離れた組織という意味で調査をするための機関になります。

○委員（山同善子） では、もしそういったパターンで事例が出てきた場合には、最終的にみどり市としての調査結果というのがこの再調査委員会に出ている事項が決定事項というか、代表としてということになるということですね。

○教育長（石井逸雄） それで納得いただけない場合は、次は裁判にいかざるを得なくなる。

○委員（丹羽千津子） 委員さんは、これから委嘱するのだと思うのですけれども、兼務するということはないですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） しないです。

○委員（丹羽千津子） 何か、事があった場合には一同に集まって何かするということはありうるのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 一同に集まって調査審議をしていただく場面も数回つくっていくこ

とになります。

○教育長（石井逸雄） それぞれの委員会ごとになります。

○委員（丹羽千津子） 委員会ごとですね。では、この3つの委員会が一同に集まることはない。

○教育長（石井逸雄） 一同にはない。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そういうのはないです。

○委員（丹羽千津子） それぞれのところで、独立してやるのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 独立してやるのです。

〔雑談あり〕

○教育長（石井逸雄） この3つ目が第三者委員会です。教育委員会が委嘱した第三者に入っていた
だいて調査し、今度はそれが不服だという部分については、市長の求めにおいて違う人達を集めて市
が行う第三者委員会、そういう捉え方をさせていただくとわかるかもしれない。

○委員長（金子祐次郎） そうしますと、教育委員会の中で動く組織としては問題対策連絡協議会、
専門委員会のこの2つだということですね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。

○委員長（金子祐次郎） 人選も教育委員会でやっていくということになりますね。この組織につい
ては、時系列的にはまず問題対策連絡協議会があって、その次に専門委員会というふうな検討の流れ
としてはそうなるのでしょうかけれども、組織としては同時に教育委員会としてはつくっておくとい
うことになりますか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 1と2については、委嘱を行って進めていきます。3については、
いろんな組織からの人選で、場合によっては被害者の方々が納得する人を入れる場合もあります。

○委員（山同善子） 今まではなかったですね。だから、これからいろいろなことを考えていくと。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。今までなかったので、つくるために条例を制定します。

○委員（山同善子） 体制を整えておくための今準備ということですかね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。

○委員（山同善子） では、決まればすぐに始まるのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 平成30年度のスタートを考えております。3月議会に出して、議
決いただければスタートできます。

○委員（丹羽千津子） 再調査委員会というのは、いじめが起こった場合に再調査が必要な時に市長
の求めに応じて組織されるということですね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。

○委員（丹羽千津子） それが終了すればまたなくなると。そういう感じですかね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） そうです。

○委員長（金子祐次郎） そのほか、ありますか。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ほかにご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第30号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例）について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第6 議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例）

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第6、議案第31号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例）を議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、これについては社会教育課長より内容の説明をお願いいたします。

○社会教育課長（金高吉宏） それでは1枚めくっていただきまして、みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例案ということでご説明させていただきます。

この一部改正につきましては、童謡ふるさと館と市内の社会体育施設、それからながめ余興場の3つの条例の一部改正を一つにまとめたものでございます。現在まで、両毛広域圏における公共施設総合利用の実施方針というのがございまして、両毛広域圏内の公共施設につきましては、お互いに当該市の市民と同様の取り扱いを行っている状況でございます。

この制度につきましては、平成7年から行われておりますが、随時規定の整備を行うということになっておりました。しかし、この3つの施設につきましては、現在まで規定の整備が行われていないため、3施設について両毛広域圏内の市民等については市内の扱いとする条例の規定の整備を行うものでございます。

第1条については童謡ふるさと館、第2条につきましては市内の社会体育施設、3条についてはながめ余興場となっております。1枚めくっていただきまして新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条の童謡ふるさと館につきましては、別表第1の2項第1条に両毛広域圏という部分を規定しまして、その両毛広域圏の市町に住所、勤務先、通学先を有する者を加え、またその同項の第2号に広域圏の事務所、事業所を有する個人及び法人、そのほかの団体というものを規定させていただきました。

もう1枚めくっていただきますと、次に社会体育施設条例というのがございます。この部分についても別表第2表中の利用時間のところにアンダーラインが引いてあるかと思いますが、現行には「若しくは」という部分のところで改正案では「又は」ということで、この辺につきましての文言整理でございます。

それと、次の裏面を見ていただきますと別表第2の備考というところで、第1項第1号に市内に係る使用料を徴収する者というところに両毛広域圏の市町、市町に住所、勤務先、通学先を有するものを加えて、第2項に広域圏内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体を加える。

それから、第3号で団体のうちということで構成員の7割以上が市内、それからここに広域圏のものというのを加えて、第2項でそれ以外の者を市外というふうに規定をさせていただきました。第3項、第4項につきましては現行の条文の①、②をわかりやすく整理したものでございます。

それから、3条のながめ余興場につきましても両毛広域圏の規定を加えた別表の変更と文言整理ということで条例改正となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします、以上でございます。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、何かご質問があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） 大雑把に言いますと両毛広域圏が書き加わったと、そういうことでよろしいですね。

○社会教育課長（金高吉宏） はい。

○委員長（金子祐次郎） わかりました。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ほかにご質問がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第31号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市童謡ふるさと館条例等の一部を改正する条例）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加について

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。お諮りいたします。ただいま議案第33号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例の制定）が提出されました。

この際、本議案を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第33号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例）を日程に追加し、議題とすることといたします。



◎追加日程第1 議案第33号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例の制定）

○委員長（金子祐次郎） 追加日程第1、議案第33号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例の制定）を議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いします。

〔議案書 朗読〕

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。これについては、文化財課長より内容の説明をお願いします。

○文化財課長（和田一彦） それでは、みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例案についてご説明させていただきます。まず、この条例は西鹿田中島遺跡を広く市民に知ってもらい、親しみを持ってもらうべく設置するもので、第1条においてみどり市西鹿田中島遺跡史跡公園とさせていただきました。

位置は、第2条のとおり代表地番がみどり市笠懸町西鹿田882番地1となります。史跡公園は、第3条のとおり遺跡広場とガイダンス施設となります。

第4条で教育委員会の管理とし、第5条から第8条において、他の教育施設と同じくガイダンス施設の休場日、開場時間、史跡公園内での行為の制限と禁止行為を規定しております。

一枚めくっていただきまして、第9条、使用料ですが無料でございます。

また1枚めくっていただきまして、全体図があるのですが、こちらが史跡西鹿田中島遺跡保存整備事業全体図というものがございます。こちらに史跡公園には植栽とともに芝を張り、園路の設置と復元住居なども展示いたします。ガイダンス施設には、休憩をすると共に研修室と体験学習準備室、駐車場と多目的広場を設置します。

それから、もう一枚めくっていただきまして、これがガイダンス施設の平面図になります。ガイダンス施設には休憩場所を置いて一番手前のピロティでございますが、ピロティの奥に展示ホールに出土品の製品、あるいは史跡復元の模型の展示を行います。それから、講座や学習会などができる研修室と体験学習準備室を完備しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（金子祐次郎） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

〔少し間あり〕

○委員（山同善子） この緑色のところが史跡公園になるかと思うのですが、ここに復元した

ものが置かれるようなイメージなのですか。

○文化財課長（和田一彦） はい。遺構展示と書いてある場所だと思うのですが、西側のほうに昔の縄文時代の住居跡を復元したものを既に完成しておりますが、それが今展示というか、できてはいるのですが、まだちょっと立ち入り禁止にしてありますが、そういったものをつくっております。

○委員（山同善子） イメージとしては竪穴式住居、そういう感じではないのですか。

○文化財課長（和田一彦） 簡単に言うと、竪穴式住居をテントのような形のものののですが、それを木で組んであって、その中に入って中からも見られるというようなものでございます。

○委員（山同善子） 土器みたいなものがちょっと置いてあると。そういうわけではない。

○文化財課長（和田一彦） 土器はそこには置いてないですね。土器は、ガイダンス施設のほうに置いてございます。

それから、余談になるのですが、説明版が設置してありまして、そこにQRコードがあるので、それをスマホで読み込むことによって二か国語で解説されます。スマートフォンをお持ちでない方はちょっとできないです。

○委員（山同善子） でも、当時の暮らしぶりみたいなものがスマホで見られる。

○文化財課長（和田一彦） そうですね。映像と言語で、スマートフォンで見れます。

○委員（山同善子） 二か国語というのはどこのですか。

○文化財課長（和田一彦） 英語と日本語です。

○委員（山同善子） では、これは先々子供たちが学校の学習の教材として使うとか、そういうことをちょっとイメージしながらつくってあるのですか。

○文化財課長（和田一彦） もちろんそうですね。学習の場としてもというのがありますので、まず地域的には市民の方に気軽に訪れていただいて、憩いの場として使うと共に学習の場としても活用していただくということを考えております。

そのために、公園と一体化、公園とガイダンス施設を設置しまして憩い、くつろいでもらって、学習していただいて、それを目的としていますので使用料は無料となります。

○委員（山同善子） ちょっと、時代のギャップがあるのかどうか分からないですが、岩宿とこちらというのは連携、イメージ的に繋がるような学習になるのですか。それともこれは単体ですか。

○文化財課長（和田一彦） 連携も考えてはいるのですが、こちらは縄文時代草創期ということで、旧石器時代から縄文時代にかけているものなので、岩宿とは時代的にちょっとずれがあるので、岩宿は旧石器時代ですので、いずれにしても岩宿博物館のほうと共同してイベントとか、そういった事業を考えていきたいと思っております。

○委員（山同善子） 結構、岩宿と距離があるのではよね。

○文化財課長（和田一彦） そうですね。3キロくらいですかね。

○委員（山同善子） 結構、あるのですね。

○教育長（石井逸雄） 先々は、両方を結ぶような少し歩いて行けるようなところもつくって、鹿田山フットパスなんかを通ったりして整備をしていくようになるのかなと思いますし、そういう事業も岩宿と西鹿田中島遺跡を繋ぐような形の事業を少し計画していく必要があるのかなと思います。

実際には、岩宿は旧石器の研究というのはいずれぶん進んでいるんですね。縄文時代の研究も進んでいるのですが、縄文草創期の遺跡というのは全国的に珍しくて、それなのでこの西鹿田中島遺跡の価値があるということで国指定の史跡になったのです。そういう意味では、大変重要な遺跡なのですが、学習するにはなかなかわかりにくいのです。ですから、そこに本当にわずかのインディアンがテントみたいな形をイメージしたものが模型としてはありますけれども、多くは中のガイダンス施設に入って学んでいただくようなところと、大昔の人たちはこういう環境のところに居住したのだなということと俯瞰していただくような、そんな遺跡になるだろうと思っていますので、活用方法を工夫していかないとなかなか難しいところになるかなと思っています。

そんな意味では、岩宿のように何か置いてあるわけではないので、そこに行って案内板にあるのをただ読むだけではイメージはわきませんので、QRコードをかざすことによって、その模型であったり少しアニメであったりだとか、そういうものを交えた形で説明できるということで、皆さんに理解していただくような工夫をしていくという、そんなところが求められている。

○委員（山同善子） 岩宿はちょっと時代が違うので、私も適当な話し方になってしまうのですが、岩宿は結構体験の学習でずいぶん人気もありますし、古代衣装を着て体験したりしてやっているように思ったので、そんなイメージで繋がるといいなと思いました。

○教育長（石井逸雄） 流れる的には、岩宿でやっている体験学習のほとんどが西鹿田中島遺跡にも通用するのだよね。

○文化財課長（和田一彦） すると思います。

○委員（丹羽千津子） 説明してくださる方は、常にいるわけではないのですよね。

○文化財課長（和田一彦） 常駐の管理人を1人考えております。先ほどのQRコードの解説もあるのですが、文化財課のほうで管理の業務委託になると思うのですが、そちら常駐する方に多少なりとも知識を覚えて学習していただいて、来た方に解説が必要な場合には解説をしていただくような形で私どももお手伝いしながら進めていきたいと考えています。

○委員（丹羽千津子） 例えば、市内の小中学校とか、近郊の桐生市の小中学校とかで校外学習みたいな形でクラスとか、一学年とか、行きたいという場合には、事前に申し込んでおけば専門の方が説明して下さるとか、そういった対応ですか。

○文化財課長（和田一彦） 団体の場合には、事前に申し込んでいただくことになるかと思いますが、解説できる学芸員を配置するなりして対応したいと考えております。

○委員（山同善子） 説明してくれる人で、すごくイメージが膨らんだり、全然つまらなかったりというのがありますよね。

○文化財課長（和田一彦） そうですね。岩宿博物館も専門の解説員がいるのですが、ここは規模が

小さいということもあり常駐も1人となりますので、その方に多少なりとも解説できるような形で学習していただいて、事業を進めていきたいと思います。

○教育長（石井逸雄） それも、ただ単なる管理事業ではなくて、地元の人たちにやっていただくということで、友の会という組織がもうでき始めているのですね。

ですから、その人たちにお願いする形になるでしょうし、勉強したいということでずいぶんあちらこちら研修もスタートしております。友の会に管理をしていただくのですけれども、来た人に説明していただけるという環境になるように努めていくというのがこれからの文化財課の仕事になるのかなと思います。

○委員（丹羽千津子） 広場の広さは、どのくらいですか。

○文化財課長（和田一彦） 広場が、1万2,557平米です。

○委員（丹羽千津子） イメージがわからないのです。例えば、学校の広めの校庭とか、狭めの校庭とか、まだ何にもできていない。

〔雑談あり〕

○教育長（石井逸雄） ガイダンス施設、オープニングやるよね。

○文化財課長（和田一彦） やります。まだ、日程は未定なのですが、ことしの3月末ごろになると思います。4月1日からオープン予定です。

○教育長（石井逸雄） そこには、またご案内がいきます。

○文化財課長（和田一彦） よろしく願いいたします。

〔雑談あり〕

○委員（丹羽千津子） 史跡としての価値もあるので、ある程度来た方にはわかってもらわなくてはならない。ただ、遠足に行って、お弁当を食べに来ただけというよね。

○文化財課長（和田一彦） そうですね。それプラス学習ということで考えております。

○委員（丹羽千津子） 昔の人は、こんなところでこういうことをやっていたということで、大古の時代に思いを馳せるような。

○委員（山同善子） 近くの学校の理科部さんがそのオタクになってくれるような感じだといいいですね。

○委員（丹羽千津子） 考古学に興味を持ってもらうようなきっかけになるといいですね。

○教育長（石井逸雄） 当時の植生に似せた、専門の方にこういう木が生えていただろうと。

○教育部長（吉野茂男） どんぐりの木を植えたり。

○委員（山同善子） 木も植えているのですね。

○教育長（石井逸雄） 植えています。

○委員（山同善子） 当時を再現するための木を植えているのですね。

〔雑談あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ほかにご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第1、議案第33号、議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市西鹿田中島遺跡史跡公園条例の制定）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



○委員長（金子祐次郎） それでは、休憩をとみましょう。

午後4時43分休憩

午後4時48分再開

○委員長（金子祐次郎） それでは、休憩を解いて再開いたします。



◎日程第7 議案第32号 平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

○委員長（金子祐次郎） 日程第7、議案第32号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題として上程いたします。

なお、本議案については秘密会議といたしますので、担当課以外の方は退席をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 〔非公開により未記載〕 —————

○委員長（金子祐次郎） ご質疑がないようですから、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第32号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○委員長（金子祐次郎） それでは、以上をもちまして本日の議事全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後4時37分閉会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(平成27年みどり市教育委員会規則第2号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされてい
る同規則による改正前のみどり市教育委員会議規則(平成18年みどり市教育委員会規則第2号)第19条第
2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育委員長 金 子 祐 次 郎

教育委員会教育委員 丹 羽 千 津 子